

## 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議  
会長 高岸聡子

箇所	意見
4 支援に関わる機関・団体等	
(1)女性相談支援センター	
<p>●女性相談支援センター（婦人相談所）の職員配置基準等の改善 女性相談支援センター（婦人相談所）の一時保護入所者は、年齢層や国籍、被害の状況など、抱えている課題も非常に多様化している。個々の対象者に応じた心身の回復などの個別支援が可能となるような住環境（個室化、バリアフリー化等）の整備が必要であることについて基本方針で言及し、基準の見直しや財政措置について、さらに、新法の施行に伴う役割や業務の増加に伴う職員配置基準の改善について基本方針で明示していただきたい。</p>	
<p>●女性相談支援センター（婦人相談所）が行う医学的又は心理学的な援助等 新法第9条において女性相談支援センター（婦人相談所）が行うこととなっている「医学的又は心理学的な援助（第3号）」「学習に関する支援（第9号）」について、都道府県間の格差が生じないように、内容及び専門職員の設置基準等について明示していただきたい。特に専任の心理職の配置が必要である。</p>	
<p>●女性相談支援センター（婦人相談所）の一時保護所のあり方 女性相談支援センター（婦人保護所）の多くは、同じ敷地や建物内に一時保護所を併設しているため、DV被害者等の安全確保の観点から、所在地秘匿の外部からは閉ざされた施設になっている。新法施行後は、開かれた施設であることも求められるため、一時保護所の今後のあり方について検討が必要であり、基本方針において方向性を明示されたい。</p>	
<p>●女性相談支援センター（婦人相談所）と女性自立支援施設（婦人保護施設）の分離 多くの都道府県において、一時保護所と婦人保護施設を併設しているが、追及加害の恐れがあるDV被害者等とそれ以外の入所者の支援の両立が困難な状況になっている。施設の分離に関する方向性、指針を基本方針に明記するとともに財源確保をしてほしい。</p>	
(5)その他関係機関	
<p>●警察との連携 DV被害者だけでなく広く困難女性について、支援対象者の発見から一時保護後の支援等、警察と連携して行うことが多い。女性支援における警察の役割及び連携について基本方針に明示してほしい。</p>	
5 支援の内容	
(1)早期発見・アウトリーチ	
<p>●支援に関する用語の定義 「アウトリーチ」は、若年女性支援においては、夜間見回りなど、早期発見の手法を指しているが、本来は、家庭訪問など、相談機関から外に出向いての支援全般を指す用語である。アウトリーチを早期発見に限定した取組みとして定義するのではなく、例えば、グループホームに入居をした後や施設からアパートへ移行をした後のアフターケアなど長期的・継続的な関わりまでも含む支援手法として位置付け、初期段階から長期的支援段階まで継続して必要とされるサービス・社会資源とし、これを増やしていく方向性で考えていただきたい。</p>	

箇所	意見
4 支援に関わる機関・団体等	
(2)居場所の提供	
<p>●支援に関する用語の定義 「居場所の提供」について、どのような支援を想定しているのか基本方針で具体的に示してほしい。</p>	
<p>●居所、日中の滞在場所としての居場所の整備 若年女性の自立に向けた支援については、活用できる社会資源の選択肢が少ないため、社会資源を増やす方向性を示すことが必要である。居場所事業については、緊急的に短期間利用できる宿泊場所としての位置付けだけではなく、一定期間安心して生活できる居所としての機能や、日中に通いで利用できる場としての機能、ショートステイでレスパイト利用ができる場など、多様な事業形態が考えられるため、指針においてどのような支援を想定しているのかを具体的に示し、それを増やしていくための財政支援についても明記してほしい。</p>	
(3)相談支援	
<p>●SNSによる相談体制の検討 SNSが普及し、その種類も急激に増加している中で、様々な困難を抱えた人につながりやすい、適切な相談体制を重層的に整備していくために、従来の電話や面接による相談対応だけではなく、SNSによる相談体制を検討する必要がある。 女性支援事業及び関連事業に係るSNS相談データを集積・分析（AIの活用等）した上で、円滑に実施できるような情報提供とSNS相談の専門性、リスク等を研究し、将来を見据えた相談体制のあり方について検討することを国の責務として基本方針に明記してほしい。</p>	
<p>●SNSによる相談体制の検討 都道府県によっては、SNS相談を実施する体制面の課題（委託機関及び人材確保等）があるため、全国単位の実施についても検討することを国の責務として基本方針に明記してほしい。</p>	
(4)一時保護	
<p>●一時保護基準の明確化 女性相談支援センター（婦人相談所）での一時保護に当たっては、国の通知等で一時保護の対象となる者が示されているが、その内容は曖昧で具体的な基準が示されていないことから、婦人相談所により一時保護の対応が異なるなど、地域間格差が大きいことが指摘されている。 格差が生じないよう基本方針において、一時保護の具体的な基準及び受け入れの判断のための指標等を明示してほしい。</p>	
<p>●地域の実情に応じた民間団体との連携 支援のニーズや支援事業を受託できる民間団体の有無などは地域によって違うため、現在民間団体が行っている若年女性への支援事業に限定せず、地域の実情に応じて民間団体と連携して柔軟な仕組みを構築できるような基本方針にしてほしい。</p>	
<p>●入所者の安全の確保とQOLの向上の両立 加害者からの追及のおそれのある暴力被害者は、電子機器の通信制限等の危険回避の対策を講じる必要があり、それ以外の要支援女性も同一場所での保護を行っている状況下では、使用のルールを定めたとしても必要な制限をかけざるを得ない場合が生じる。利用者の安全・安心を確保するため、通信機器取扱技術等に関する継続的な情報提供と研修を実施するとともに、一時保護入所者の人権尊重の観点からも、基本方針において民間シェルター等を活用して、分離して保護できる体制の整備及び財政措置等を講ずるよう方向性を示してほしい。</p>	
<p>●入所者のQOL向上のための給付等の検討 一時保護入所者が所持金がない場合は、現状では生活保護制度以外の経済的支援がなく、医療受診や自立のために必要な手続きのための交通費等に支障が出る場合がある。自立のため一時保護入所者のQOLの向上のためにも、更生施設と同等の日用生活品費等、一定額を給付することができるような方向性を示してほしい。</p>	

箇所	意見
4 支援に関わる機関・団体等	
(5)被害回復支援	
<p>●地域における被害女性への継続的な支援体制  性暴力被害女性やDV被害女性は、ダメージからの回復に非常に長い年月がかかることから、女性自立支援施設（婦人保護施設）等の支援を活用した後も、地域生活の中で回復を促すためのグループホーム、日中活動の場、通所・訪問等を行う支援拠点が求められる。  このため、地域の保健・医療機関等との総合的な支援体制による中長期的な支援を展開できるよう、基本方針において具体的支援方を示してほしい。</p>	
(6)生活の場をともにすることによる支援	
<p>●社会資源を増やす視点  現在の婦人保護分野は婦人保護施設（女性自立支援施設）が唯一の独自事業であり、施設以外の社会資源が少ない。福祉分野全体では「施設から地域へ」という流れであり、適切な支援を行えるシェアハウスやグループホームなど施設以外の社会資源を増やす視点が必要。  基本方針において「居場所」の定義を明らかにし、社会資源を増やすための補助金などの財政援助や、人材育成・普及啓発などを基本方針に盛り込んでいただきたい。</p>	
<p>●精神障害、知的障害のある入所者への支援  女性自立支援施設（婦人保護施設）の入所者には、精神障害や知的障害のある方も多く、就労支援など障害者施策における専門的な支援を活用することが有効な場合が多い。入所者のニーズや状態によって、障害者総合支援法等の支援が適切に利用できるよう、基本方針において連携の方向性を示してほしい。</p>	
<p>●母子生活支援施設の活用  特定妊婦については、婦人相談所から母子生活支援施設への一時保護委託が可能となったが、入所中は緊急保護を目的としたルールが適用され、中長期の利用は難しい。  妊婦の精神的安定を図り、養育環境に慣れるためにも、母子や新生児支援の技術を持った母子生活支援施設への早期の入所が望ましく、妊娠から出産、産後と切れ目のない継続的な支援を確実に行うため、母子生活支援施設の入所対象を妊娠中の単身女性に拡大することができるよう、基本方針において児童福祉との連携の方向性を明示してほしい。</p>	
<p>●既存の社会資源の活用拡大  基本指針においては、各地方公共団体が社会資源の整備を進める方向性を示すと同時に、社会資源の状況に格差がある中でも円滑な支援を行うことができるよう、既存の社会資源を最大限活用する方向性を打ち出すことが必要である。特に若年女性支援においては、支援ノウハウのある児童のシェルターや自立援助ホームの活用が望ましい事例も多々あることから、自立援助ホーム等の既存の社会資源が活用できる仕組みの整備を盛り込んでいただきたい。</p>	
(7)同伴児童等への支援	
<p>●児童の位置づけの明確化  困難な問題を抱える女性が同伴する児童については、児童自身が被害を受けていたり、言葉や学習の遅れ、多動傾向やコミュニケーションの難しさ等が見られるケースも多いため、基本方針において児童を権利の主体として位置づけ、児童福祉法と同等の支援の対象としてほしい。</p>	
<p>●教育行政部門との協力体制の構築  一時保護所への同伴児童（小中高生）については、現状では通学できず欠席扱いとなり、高校生は単位を失う可能性がある。一時保護所での学習支援においても児童相談所での取り扱いに準じた配慮がされるよう、教育行政部門とのルール設定や協力体制の構築について基本方針に示してほしい。</p>	

箇所	意見
4 支援に関わる機関・団体等	
(8)自立支援	
	<p>●DV被害者と同等の自立支援          困難な問題を抱える女性も、DV被害女性が受けることができる自立に向けた様々な支援（医療保険、年金事務、公営住宅への入居等）の利用ができるよう、基本方針に明記してほしい。</p> <p>●若年女性の自立に向けた支援の充実          若年女性の自立に向けた支援においては、活用できる社会資源の選択肢が少なく、住居や就労等の支援は非常に困難な状況にあることから、基本方針において、一時的な居場所づくりや、自立に向けた生活費・学費等の経済的支援等、支援の充実のための具体的方策を示してほしい。</p> <p>●児童福祉から女性支援への切れ目のない支援          児童相談所の支援を受ける社会的養護施設退所者については、18歳以降も措置延長等による支援の充実が検討されているところ、婦人保護事業の対象となった若年女性については児童相談所と同等の支援を受けることが出来ず、格差が生じている。このため、児童相談所による社会的養護自立支援事業の対象について、婦人保護事業対象者についても適用できるように規定を整備し、児童相談所の支援歴が無い若年女性でも自立援助ホームを活用できるようにする等、婦人保護事業からも繋がれるような横断的支援体系の構築を図るよう基本方針において方向性を示してほしい。</p>
6 支援の体制	
(2)民間団体との連携体制	
	<p>●民間団体との「協働」          新法第13条では、行政は民間の団体と「協働」するとしており、基本方針においても「連携体制」ではなく「協働」という語を使ってはどうか。</p> <p>●委託基準の緩和及び社会資源の開発等          困難な問題を抱える女性の多様なニーズに対応できるよう、基本方針において、一時保護委託基準の要件を緩和する方向性を示してほしい。          また、一時保護委託先となる民間による新たな社会資源の開発を促進する具体的な施策について、基本方針に明記してほしい。</p> <p>●民間団体との連携に関する基準の設定          民間団体には行政では難しいアウトリーチによる早期発見などが期待できるが、公費負担となる以上、団体や事業活動の内容について県民の理解が得られることが必要であるため、基本方針でその基準を示していただきたい。</p>
(3)関係機関との連携体制	
	<p>●他法他施策との役割分担          女性が置かれている状況によって、高齢者、障がい者、生活困窮者支援など他法他施策を活用することが支援ニーズにマッチすることも多い。          本人の状況に最も合った支援策がとられるよう他方他施策との役割分担について基本方針で明記してほしい。</p> <p>●市町村への担当部署設置          女性支援に必要な施策を講ずることが市町村を含む地方公共団体の責務とされた（法第4条）ことから、都道府県や施設、団体等との連携を取りやすくするため、市町村に女性支援事業の担当部署を置くことを基本方針に明記していただきたい。</p>



箇所	意見
4 支援に関わる機関・団体等	
7 支援調整会議	
	<p>●ガイドラインの策定            支援調整会議の必要性、目的を明確にした上で、設置運営主体（都道府県、市町村）、構成員、構成機関、現在各自治体で設置している児童福祉法上の要対協との関係（兼ねて開催できるのか、特定妊婦など重複ケースの取り扱い等）、守秘義務について等を定めたガイドラインを策定してほしい。            また、若年女性は都道府県間を広域的に移動するケースが多く、その際の都道府県間の情報の取り扱い等について考え方を明示されたい。</p>
第3 都道府県が策定する基本計画の指針となるべき基本的な事項	
1 計画策定に向けた手続き	
	<p>●都道府県の意見の聴取            計画策定には時間を要するため、必要な期間については都道府県の意見を聞いていただきたい。</p>
2 計画に関する評価と公表	
	<p>●共通の指標の設定と公表            各都道府県の進捗状況を的確に把握するため、国において共通のアウトカム指標（例えば「女性相談支援員配置市町村の割合」など）を策定し、取りまとめの上公表することを盛り込んでほしい。            また、市町村の状況（計画策定、女性相談員の配置、支援調整会議の開催状況など）を毎年度公表することとしてはどうか。</p>

令和4年12月12日

困難な問題を抱える女性への支援に関する基本方針等に関する有識者会議（第2回）  
資料1、資料2に関する意見について

婦人相談所長全国連絡会議  
会長 高岸 聡子

1 基本方針の論点（後半）について

(1) 基本方針は全国を対象としていることについて

- ・基本方針は、都道府県や市町村が基本計画を作成する際の指針となるものである。地域によって支援のニーズや、関係機関・団体、活用できる社会資源の状況などが異なる中で、全ての都道府県、市町村が、女性支援の施策を推進するための基本的な方向性や内容を示すものでなければならない。
- ・多くの自治体においては、他法他施策の施設・サービスをはじめ、あらゆる社会資源を柔軟に活用して、支援を要する女性への支援を進めていくことが大前提となっており、若年被害女性等支援事業の中の各事業（アウトリーチ、居場所の提供等）は選択できる状況にはなっていないという実情を踏まえ、全国の自治体における施策の推進を視野においた基本方針として策定されることが必要である。
- ・若年被害女性等支援事業が既に実施され、若年女性を対象とした民間団体の活動が活発に行われている一部の地域を基準として、基本方針の構成や内容が示された場合には、それを基本指針として全国で基本計画を策定することは困難となるため、配慮していただきたい。

(2) 女性の意思の尊重について

- ・女性支援新法では、女性の人権の尊重、意思の尊重が基本理念として掲げられており、基本方針の策定にあたっては、本人の意思の尊重が重要なポイントであると考えます。
- ・基本方針の論点の中で、支援に当たっては本人の意思や同意が必要であるという基本的な視点が欠けている点が見られるため、再点検し、修正していただきたい。

(3) 支援対象となる女性について

① 追及リスクの有無について

- ・女性相談支援センター及び女性自立支援施設においては、DV被害者など、加害者からの追及の危険を抱える利用者が多数を占めており、施設そのものを秘匿とするなど、利用女性の安心・安全を最優先にした運営を行っている。
- ・今後、すべての支援対象者の安全の確保とともに必要以上に行動制限しない適切な支援を行うためには、今後の施設のあり方や、民間団体との連携等も含めた住み分けについて検討することが必要である。
- ・なお、追及のリスクはDV被害者に限られたものではないため、DV被害者とそれ以外で支援を分けるのではなく、困難女性全般について、どのような支援が適切かを判断する指針等が必要であると考えます。

② 年齢について

- ・基本方針は、困難な問題を抱える全ての女性を対象として、支援の方向性を示すべきものですが、論点の中には「若年女性」等の記述が随所に見られ、視点到偏りが感じられます。若年女性への支援が必要であることは当然ですが、偏りなく全ての年代の女性が支援の対象となることが明確に伝わる基本方針としていただきたい。

(4) 市町村女性相談支援員の役割の重視について

- ・地域で生活する困難女性の生活を長期的に支援していくのは、都道府県の女性相談支援

センターではなく、様々な施策・制度をもつ市町村である。また、各都道府県に1か所しかないセンターが、圏域全体の女性への個別支援を行い続けることは現実的ではない。

- ・ 論点では、市町村の女性相談支援員の役割に関する認識が欠落している箇所が見られるので、女性相談支援員の配置の必要性への言及とともに、市町村の役割の重要性を十分踏まえた基本方針としていただきたい。

#### (5) 個人情報提供の根拠規定について

- ・ 論点においては、民間団体を含む個人情報の共有に関する記載が多々見られるが、各自治体においては、個人情報保護条例により、個人情報は「法に定めがある場合を除き」本人から収集することが原則となっている。新法15条では、支援調整会議における情報共有は認められているが、支援調整会議が開かれる前、あるいは支援調整会議を開かない女性に関する情報共有についての規定はない。情報共有をする根拠や本人同意の有無など、個人情報の取扱いに関する基本的な考え方について、基本方針において明示していただきたい。
- ・ 併せて、今後の法改正の方向性などの根拠や基準となるよう、個人情報の取扱いについての基本的な考え方を基本方針において明示していただきたい。

#### (6) 基本方針とガイドラインのすみわけについて

- ・ 基本方針は、国、都道府県、市町村、法人等の団体などの役割と、推進すべき施策・事業の内容等について、考え方や方向性を示すものであり、都道府県や市町村は、これを踏まえて基本計画を作成することとなっている。事業実施の詳細や具体的な手順等については、ガイドライン等が定められ、都道府県や市町村において、これに沿って実際の事業を実施するなど、基本方針とガイドラインは、その位置づけや役割が異なっている。
- ・ 論点の記述には、事業の詳細に及んでいる部分があるため、これらについては、ガイドラインに移すことが適当である。

## 2 政省令について

### (1) 女性相談支援センターに関する政令

- ・ 職員に関する規定について、相談援助の国家資格を規定に加えていただきたい。

### (2) 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準

#### ①職員

- ・ 施設入所者の実態として、精神的な課題を抱えている女性が多く、その方たちの健康の回復を図るための支援が必要となっているため、医師、看護師、心理士の配置を規定していただきたい。特に、心理職員については、加算で配置することができることとするのではなく、基準上の配置とすることが必要である

#### ②居室の入所定員

- ・ 施設入所者のプライバシーを保護し、安心して生活できる環境を確保するため、単身者用居室の入所定員は1人を基本としていただきたい。

【別紙1】 資料1（基本方針論点後半）に関する意見について

箇所	論点案	意見
第2	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項	
5	支援の内容	
(1)	早期発見・アウトリーチ	
	(1)早期発見・アウトリーチ (2)居場所の提供	(1)と(2)をまとめて「(1)早期発見・アウトリーチ・居場所の提供」としてほしい。 (理由) ・アウトリーチと居場所の提供については、若年被害女性等支援事業における事業であり、一部の地域でしか実施されていない。事業内容、実施主体、財政的裏付け等が明らかになっていない事業について、項目を上げ、全国的に一齐に取り組みを進めるよう促すことは現実的ではない。 ・困難を抱える女性が相談支援につながる前の段階の、早期発見の工夫や取り組みとしてまとめて提示するととどめた方がよい。
	● 支援対象者の安全確保と早期に適切な支援に繋げていくため、行政機関をはじめとする支援者において、対象者を早期に把握することが重要であり、国や都道府県及び市町村は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体において、相談支援を受けることが可能であることが広く知られるよう、周知を行う必要がある旨を記載してはどうか。	(修正案) ● 困難な問題を抱えた女性が、できる限り早期に相談につながり、必要な支援を受けることができるよう、国、都道府県、市町村において、各種相談窓口についての積極的な周知を行う。さらに、電話相談だけでなく、SNS相談など、多様な相談を実施する。 (理由) ・前半は女性本人主体の記述に修正。女性が相談できる先は、女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体に限られず、また、民間団体の相談支援については、全国自治体での事業実施が見込まれないため修正。
	● 都道府県及び市町村は関係機関等において把握した情報が速やかに女性相談支援センターや女性相談支援員、民間団体等に伝わるよう、連携する体制を普段から築いておく必要がある旨を記載してはどうか。	削除してほしい。 (理由) ・早期の段階の個人情報の共有については、実施根拠がない。 ・若年被害女性等支援事業実施自治体における早期発見・アウトリーチの件数はかなりの数にのぼるため、全ケースについての情報共有は現実的ではない。全ケースではない場合は、どの範囲の情報共有をするのが不明確である。 ・削除しない場合は、「個人情報の適切な共有方法」と「関係機関との連携体制の構築方法」について、ガイドライン等で具体的に示してほしい。
	● 女性相談支援センターや女性相談支援員は、支援の入り口の段階は可能な限り幅広い者を対象とし、適切な機関への繋ぎも含む支援を検討する旨を記載してはどうか。	(修正案) ● 女性相談支援センターや市町村女性相談支援員に早期につながった相談については、必要に応じて児童、障害、高齢、生活保護分野などの相談機関に迅速につなぎ、各機関において困難な問題を抱える女性への適切な支援を行う。 (理由) ・都道府県が設置する女性相談支援センターが人口の半分以上を占める女性への支援を全て受けることは現実的ではない。また、他法に基づく個別の支援施策によって適切な支援を受けるべき個人を、女性支援の名のもとに抱え込み、専門性のある支援から遠ざけることは望ましくない。
	● 民間団体等によるインターネットの活用や巡回等によるアウトリーチは、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築き、支援につなげていくものであり、行政機関にたどり着くことが困難である、又は行政機関に対し否定的な感情がある支援対象者の早期把握に有効かつ重要である。都道府県及び市町村においては、このような取組を実施している民間団体と日常的に連携の上、支援対象者の把握に努めることが必要である旨記載してはどうか。	(修正案) ● 女性支援におけるアウトリーチは、インターネットの活用や巡回等により、困難な問題を抱える女性がいると想定される場所へ直接出向き、探し、声をかけ、問題解決を焦らずに根気強く信頼関係を築き、支援につなげていくものであり、行政機関につながりにくい女性を早期発見する上で有効な手法である。 都道府県や市町村においては、民間団体への委託等によりアウトリーチの実施や活用を図り、支援対象者への適切な支援に努め、民間団体においては、行政と連携の上、支援対象者の不安や不信に寄り添いつつ、福祉行政につなげるよう努める。 (理由) ・今後、女性支援において「アウトリーチ」という言葉を（民間団体等における）支援対象者を早期発見する手法として用いるのであれば、その旨の定義が必要である。 ・どの地域においても困難な問題を抱える女性を支援する体制を強化していくため、民間支援団体にアウトリーチ事業の実施を全て委ねることを前提とするのではなく、公的機関も支援対象者に寄り添えるよう新たな支援を実施していくという内容にすることが必要ではないか。
	● また、相談に至っていないが支援が必要な女性に対し、民間団体等による気軽に立ち寄れる場や一時滞在場所において支援対象者に寄り添い、つながり続ける支援を行うことは、信頼関係の構築の上での公的支援へのつなぎに有効である旨記載してはどうか。	削除してほしい。（居場所の提供の記述に一本化）
(2)	居場所の提供	②居場所の提供



箇所	論点案	意見
	<p>● 特に若年女性の中には、困難な課題を抱えていても、過去の傷つき等の経験から行政機関に相談することのハードルが高く、相談窓口にとどり着けない女性や支援を受けられることに気づかない女性もいる。民間団体や自治体による、気軽に立ち寄り、安心して自由に自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は支援者と話したり、他の女性たちとも交流でき、場合によっては一泊できるような場合は、相談のきっかけ作りにも有効である旨記載してはどうか。</p> <p>● 巡回等によるアウトリーチや気軽に立ち寄れる居場所から、支援が必要な女性を把握した場合、必要に応じ、女性相談支援センターをはじめとした公的な機関へ民間団体として同行してつなぎ、公的機関につないだ後も、それまで支援を行ってきた民間団体も同席して、支援の継続性を保つことで、若年女性が安心して公的機関の支援を受けられるようにすることが重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>・「居場所の提供」については、「一泊」に限定する必要はなく、また、安心して安全な宿泊場所として、具体的な支援内容を例示することが必要。例えば、見守りのないビジネスホテルに未成年を宿泊させることを、「安心して居場所」として認めるかどうかも含め、事業スキームを明示すべき。全ての女性が安心して気軽に相談できる場が望ましいため、若年女性に限定した記述は削除してほしい。</p> <p>・既存施設を有効活用して時間と場所を提供できるようにすることにより、地域のもつさまざまな福祉資源が「居場所」として利用できるようになり、支援対象者が相談を受けつつ意思決定できるようにすることを方向性として盛り込んでほしい。</p> <p><b>削除してほしい。</b> (理由) ・若年女性の支援等における細部については、基本方針ではなく各都道府県が個別に委託先と協議して決める方が地域の実情に合った支援ができると思われる。現状では、地域によって支援のニーズや受託しうる民間団体の有無などの状況に大きな差があるため、実施の詳細を基本方針において規定するのではなく、民間団体との協働の方向性（事業の具体例など）を示すにとどるべきである。 ・また、対象をあえて若年女性に限定する必要はなく、他の年代の女性であっても、同様である。若年女性に特化した指針にならないよう配慮が必要である。 ・支援の組み立ての中心となるのは区市町村であることを念頭に、区市町村の主体性を損なうことのないよう、民間団体も含め、各関係団体が主に活動すべき範囲を予め明確にすべきである。</p>
(3)相談支援		②相談支援
	<p>● 女性相談支援センターで相談支援に当たる職員や、女性相談支援員は、相談支援に係る専門的な技術を持ち、本人の立場に寄り添って内容の聞き取り等を行った上で、できる限り本人の参画を得て個別支援計画を策定し、女性が置かれている状況に応じて柔軟な対応を行うことが必要である旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>修正してほしい。</b> (理由) ・個別支援計画の内容（課題、長期目標、短期目標、支援内容、支援期間等）や位置づけ、支援における取扱いが不明確であるため、個別支援計画について具体的に示す必要がある。 ・女性相談支援センターや市町村女性相談支援員において、相談支援を行う女性の全てについて「個別支援計画」を作成することは困難である。相談支援の段階では、「支援方針の決定」に留まり、個別支援計画の作成は、長期入所施設への入所など、長期的・集中的な支援を行う場合に行うこととすることが適当である。</p>
	<p>● とりわけ、性暴力や性虐待、性搾取等の被害により、尊厳を著しく傷つけられた女性には、これらの暴力等の構造から離れ、安心してできる安定的な生活を確立し、心身の回復を時間をかけて図っていくための相談支援・関係者調整の中心を女性相談支援センターが担うことが必要であることを記載してはどうか。</p>	<p><b>修正してほしい</b> (理由) ・女性相談支援センターだけでなく、市町村の女性相談支援員との連携・協力が必要であることを盛り込んでほしい。</p>
	<p>● また、特に若年女性の場合は、心理的障壁等から民間団体による相談支援等のほうが利用しやすい場合も多いと考えられることから、民間団体に初期段階の支援を依頼し、行政による支援が必要な場合は、初期段階の支援をした民間団体及び支援対象者本人も参画する形で個別支援計画を作成することが望ましい旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>削除してほしい。</b> (理由) ・初期支援は非常に重要であり、若年者に対する初期支援を民間団体が担うこととするのであれば、民間団体支援者にも研修や実務経験を課すなど、要件を規定するとともに、民間に委ねる部分と、行政が責任をもって行うべき部分の峻別を適切に行うべきである。また、相談支援業務を民間団体や法人に担わせるのであれば、介護保険の包括支援や、障害福祉サービスの相談支援事業所のように、事業者の受託要件（人員、施設設備、研修、管理者等）の要件を定め、法整備をすべきである。今後、民間団体が女性支援の体制の中に法的に位置づけられれば、参入希望事業者が増えることも想定し、制度運営に支障がないよう、事業者要件を明確に示す方向性を明らかにすべきである。 ・現状では、地域によって支援のニーズや受託しうる民間団体の有無などの状況に大きな差があるため、各都道府県が地域の実情に合った支援ができるようになるためには、支援における細部について基本方針で定めることは適当ではない。</p>
	<p>● 女性相談支援センターや女性相談支援員においては、支援に関する記録を適切に保存し、繰り返し相談のある者への対応や他機関への連携等に活用する旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>削除してほしい。</b> (理由) ・情報共有や連携の必要性については異論はないが、個人情報の他機関への無条件の提供は困難であり、本人のセンシティブ情報を関連機関が共有して活用することについては、個人情報の取扱い規定に沿った慎重な対応が必要である。 ・秘匿性の観点から、複数件の相談をあえて紐づけしない取扱いにしている婦人相談所もあるため配慮していただきたい。</p>
(4)一時保護		
	<p>● 女性相談支援センターにおいては、法及び省令の規定により、以下の場合に一時保護を行うものとするともに、妊婦や同伴児童等がある場合も保護対象である旨を明示してはどうか。他に、記載すべき一時保護事由（場合）はあるか。</p>	<p>(修正案) ● 女性相談支援センターにおいては、法及び省令の規定により、以下の場合に一時保護を行うものとするともに、妊婦や同伴児童等がある場合も保護対象とする。 <b>なお、いずれの場合も、一時保護は本人の同意に基づいて行うものとする。</b> (理由) ・成人女性は、職権保護する法的規定がないため、あくまでも本人同意にもとづく保護であることを明記すべき。</p>

箇所	論点案	意見
	<p>① 支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合  ② 配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合  ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力により、安全の確保が必要と認められる場合  ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害からの保護が必要と認められる場合  ⑤ 出入国管理及び難民認定法（昭和三十二年政令第三百十九号）第2条第1項第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合  ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅が心身に負担となると考えられ、保護が必要と認められる場合  ⑦ 支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合  ⑧ 支援対象者について、その心身の健康の回復を図ることが必要と認められる場合  ⑨ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合</p>	<p>（修正案）  ●①配偶者暴力防止法第1条の規定による配偶者からの暴力により、安全の確保が必要と認められる、またはそれに準ずる場合  ② ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条の規定によるつきまとい等の被害からの保護が必要と認められる場合  ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和三十二年政令第三百十九号）第2条第1項第7号に規定する人身取引の被害者の保護が必要な場合  ④ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は虐待など何らかの理由で帰宅が困難であり、保護が必要と認められる場合  ⑤ 支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合  ⑥ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合  （理由）  ①は⑨に含まれるため削除。（⑨があればよい。）  ②と③は分ける必要がない。  ⑥は、心理的虐待、心理的不安に限定する必要がないため修正  ⑦は保護を必要と認めるための内容がなく、基準とならないため削除。  ⑧は内容が曖昧で基準とならないため削除</p>
	<p>● 一時保護すべき状況であるにもかかわらず、適切に一時保護がなされにくい場合として記載すべき留意点はあるか。（例：①いったん一時保護しなければ心身の安全が確保されないおそれがあるが、かつて通知で掲げられていた「他法他施策優先」として、他施策への調整までの間も一時保護が行われないこと、②一時保護所の退所後の見通しが立っていないと一時保護が行われないこと等）</p>	<p>・ <b>削除してほしい</b>  （理由）  ・ 例示の①②については、現に一時保護を行わない理由とはなっていないため、削除すべきである。  ・ 一時保護を行うことが困難な場合としては、下記のようなものが上げられるが、中でも最も大きい理由は、本人が入所を希望しないことである。  ①本人の同意が得られない場合。  ②早急に医療が必要な場合。  ③同一場所での保護が困難な人（利害関係がある人）がすでに入所している場合。  ④自傷・他害の恐れが強い場合。  ⑤施設・設備的に対応が困難な場合。（身体障害等に適切に対応することが困難、認知症や知的障害により身辺自立が困難な方、など。）</p>
	<p>● 一時保護は、女性相談支援センターに設置される一時保護所において行うほか、本人の状況等に応じて外部の施設等に委託して行うことも、個々の支援対象者の状況に応じた適切な保護を行う観点から効果的である旨を記載してはどうか。  とりわけ、民間団体において深夜帯に一時保護すべき状況で把握された場合等、速やかに一時保護すべき状況を想定し、あらかじめ、女性相談支援センターとして民間団体に対して円滑に一時保護委託ができるように連絡体制等を整備しておくことが重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>「とりわけ」以降を削除してほしい。  （理由）  「とりわけ」以降は、自治体の状況も踏まえながら慎重に検討すべき内容であり、全国一律に実施すべき内容として基本指針に記載することは適切でない。</p>
	<p>● 支援対象者の状況は、例えば暴力を振るう配偶者等から避難している、医療的ケアが必要である、妊娠している、児童を同伴している、高齢者や障害者である、学生であり可能な限り通学を確保する必要がある、何らかの事情で帰宅が困難である等、多様である。また、一時保護の要件①～⑤のように、居所等の厳重な秘匿を要する者と、同⑥・⑦のように、居所等を秘匿する必要性は薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な者があり、必要とする支援の性格も前者と後者では大きく異なる。このため、支援対象者の状態像に応じて複数の委託先を検討しておくことが望ましい旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい  （理由）  ・ 利用者それぞれのニーズに応じた個別的な支援を行うという観点から、追及の恐れのある利用者それぞれ以外の利用者の保護所を分ける方向性をまず示すべきである。  複数の委託先を確保することは、その対応方法の一つである。</p>
	<p>● 虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、親権との関係も生じることから、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、女性相談支援センターや児童相談所から民間団体に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護としての委託することも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で一時保護の際の具体的な手続等の連携方法をケースの状況に応じて十分に協議しておく必要がある旨、記載してはどうか。</p>	<p>削除してほしい。  （理由）  ・ 女性相談センターから施設や民間団体に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護委託はできないため、記載の内容は適当でない。未成年者の取扱いについては、児童福祉法との制度面での整理が必要であるため、基本方針に記載すべきでない。</p>
	<p>● また、困難な問題を抱える女性（未成年を含む）は、居所が一定しない、あるいは、住所地に居ること自体に困難を抱える場合もあるが、未成年である若年女性に関しては親権者の住所地を管轄する児童相談所が、保護の実施をすることとなっているが、成人である困難女性に関しては女性の現在地（一時保護を要する状況で女性が所在する地）の女性相談支援センターが一時保護の判断を行う（一時保護委託等を行う）ことを、都道府県間のルールとして記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい  （理由）  ・ 現在地保護を指針に記載するのであれば、現在地の都道府県に費用負担が集中しないよう、財源をどうするのかについても指針に記載していただきたい。</p>
	<p>● 一時保護を委託した場合でも、一時保護した者に対する委託者としての責任は引き続き女性相談支援センターが負っており、委託先と十分に連携した上で支援方針の検討を行う必要がある旨を記載してはどうか。特に配偶者からの暴力等からの緊急避難として一時保護を実施する場合には、必要に応じて警察等とも連携して、保護に至るまでの安全確保を行うこととする旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい  （理由）  ・ 一時保護を行うのは女性相談支援センターであるが、支援方針の決定に関しては区市町村の関与が必須であり、むしろ、区市町村と女性相談センターが十分に連携する旨を記載すべきである。なお、一時保護委託受託者は、日常生活の見守りを含む、安心・安全な生活の提供を義務づける旨の記載をしていただきたい。</p>

箇所	論点案	意見
	<p>● 一時保護中は、支援対象者の精神的な不安定等に配慮しつつ、支援対象者が置かれている状況の整理と支援対象者の意向確認を行い、その際、法第15条第1項に規定する支援調整会議におけるケース会議における議論も踏まえ、今後の支援方針の検討、決定を行う必要がある旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい (理由) ・全てのケースに対して支援調整会議を開催することは困難であるため、支援調整会議の開催は、支援困難事例の場合など、対象を限定する必要がある。児童分野においても、要保護児童対策協議会を全てのケースで開催しているわけではないため、バランスを欠く記述となっている。</p>
	<p>● 一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者と共に考えながら、自立について本人の意思を確認し、生活再建築など自立支援の方策について検討することが重要である旨記載してはどうか。</p>	
	<p>● 一時保護は、支援の方針が決定し、必要に応じて施設への入所等の手続が終了するまでの短期間実施することが想定されているが、一定期間を過ぎたことを理由に機械的に一時保護を解除することはあってはならず、あくまで解除後の支援対象者の生活の安定の確保が図られていることを前提とすべきである旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい (理由) ・日数のみで機械的に一時保護を解除する運営は行っていないため、記載内容について異議はないが、基本方針に盛り込むべき内容ではないため、削除し、ガイドライン等に入れるべきである。</p>
	<p>● 女性相談支援センターにおいては、一時保護を解除する場合は、支援対象者が安定した状態で解除後の生活の場に移行し、定着することができるよう、解除後も含めた相談支援等を実施するとともに、支援対象者が解除後に異なる地方自治体に居住する場合は、移転先の地方自治体の女性相談支援センターや女性相談支援員と適切に連携する旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい (理由) ・一時保護後の相談支援については、身近な自治体である市町村が中心となり行っている。各都道府県に1か所しかない女性相談支援センターが圏域全体のケースの支援を行っていくことは困難であるため、基礎的自治体を中心とした記述に修正すべき。</p>
	<p>● 一時保護期間における支援対象者の通学について、安全上問題がなく、通学することが必要なのであれば、できる限り、通学できるよう配慮することが重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい (理由) ・通学のみを取り上げる理由がないため、「通勤・通学」とすべきである。 ・通学については、大学生の生活保護受給認定が認められていない状況も考慮の上、高卒以上の高等教育や専門学校への通学の対応について整理する必要がある。</p>
(5)被害回復支援		<p>性被害等からの被害回復は、女性支援においては重要な課題であるが、福祉施策だけで対応できる問題ではなく、回復支援の手法が確立し普及している状況でもないため、尊厳の回復、自己肯定感の回復に向けた回復支援プログラムの確立やハード・ソフト面からの取り組みを国を挙げて推進することをまず記載してほしい。</p>
	<p>● 困難な問題を抱える女性の中には、性被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、心的外傷を抱えている者も多く含まれることから、回復には一定の期間を要することも想定され、支援にあたっては、心身の健康回復のための医学的・心理学的な支援や法的な支援を行うと同時に、中長期的な視点を持って、入所又は通所の形で、伴走型の支援を行うことが必要である旨を記載してはどうか。また、より専門的な医学的知見等を要する場合には、必要に応じて医療機関等と連携することも重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。 (理由) ・具体的には、常勤医師、看護師の配置。精神保健福祉士、心理士等の専門職による支援、精神科医療機関を連携医療機関とするなどの、人員および運営の条件整備が必要であり、基準整備、予算措置も含めた対応が必要であることも合わせて記載すべきである。 また、支援の間口と奥行きを広げるためには、受入れ人数の拡大も含め、施設整備も必要である。</p>
	<p>● 被害回復支援には支援者にも専門性が求められること、また、被害によって、奪われてきたあるいは育てられてこなかった生活する力の獲得への支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められる。また、回復途上ではフラッシュバックなどが繰り返されるが、回復には当然のプロセスであり、支援者は本人の置かれている状況を理解し、本人の気持ちを尊重し、本人に寄り添う丁寧な支援が必要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。 (理由) ・「被害回復支援には支援者にも専門性が求められる」「寄り添う丁寧な支援が必要」の前提として、専門性を担保する継続的・体系的研修の実施や専門職の配置が必要である。</p>
(6)生活の場を共にすることによる支援		
	<p>● 親や兄弟等からの性虐待や暴力、家族関係の悪化や家族内での孤立などにより、家が安心できない場所であり、家に戻ることができない若年女性等に対しては、一時保護等の後に、中長期的に利用可能な住まいを提供し、本人の状況や意思を十分理解した支援員のサポートを受けながら、安全かつ安心できる環境の下で生活できるようにすることで、被害からの心身の回復や、人間らしい日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要である旨を記載してはどうか。こうした若年女性等に対する支援の実施に向けては、例えば、女性自立支援施設が民間団体と連携して施設の有効活用を図ることや、都道府県や市町村が場所を提供して民間団体に運営を委託したり、地域の居住支援法人等と連携して若年女性等向けのシェアハウス等の社会資源を増やすことも有効と考えられる旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。 (理由) ・障害福祉サービス、精神保健福祉医療、高齢者福祉とも、施設サービスから、居宅サービス、地域での支援に移行しているなかで、あえて中長期の入所を謳う意義を明確にすべきである。 ・そのうえで、女性自立支援施設を中心としつつ、施設のサテライトの設置、女性グループホームやシェアハウスの整備、地域移行したのちの支援体制の確立など、生活の場に関わる施策の展開や充実を図っていく方向性について、他法で実施されているものと同様に施設運営との制度的バランスも図りながら盛り込んでいくべきである。</p>
		<p>項目を加えてほしい。 (理由) ・施設の名称が「女性自立支援施設」と変わることを踏まえ、施設には、施設退所後を見据えた自立支援を計画的に行うことや、被害回復のための専門的な支援を担うことが求められることを記載したうえで、そのための施設・設備面の充実や、職員体制の充実の方向性と財政支援について盛り込むことが必要である。</p>



箇所	論点案	意見
		<p>項目を加えてほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難を抱える女性が中長期的に生活し、入所中に自立に向けた支援を受けることになる女性自立支援施設においては、個別支援計画を作成し、支援の目標や内容、成果を明確にしなが事業を実施することが重要である。施設における個別支援計画の作成について、内容も含めて記載し、地域生活移行に向けて女性相談支援センターや市町村、関係機関等も必要に応じて協力することについて、記載すべきではないか。</li> </ul>
	(7)同伴児童等への支援	(4)同伴児童等への支援
		(項目順番の変更について) 一時保護の同伴児童についての説明となるため、一時保護の次の順番に移動した方が良い。
	<p>● 同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人のこども、青少年として尊重されることが求められる旨を記載してはどうか。</p>	<p>(修正案)</p> <p>● 同伴児童への支援は、学習支援に限らず、同伴児童本人の状況を児童本人や保護者等からよく聞き取った上で、必要に応じて医療機関や児童相談所、<u>市町村の児童福祉主管課等</u>、教育機関等とも連携しつつ、心的外傷へのケアや相談支援等も合わせて実施し、一人のこども、青少年として尊重されることが求められる。</p> <p>(理由)</p> <p>実際の福祉サービスの提供主体は市町村であるため。</p>
	<p>● 一時保護を実施した地方公共団体においては、同伴児童が一時保護中でも児童の教育を受ける権利が保障されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携するとともに、本人及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。</p>	<p>削除してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要な情報提供」とは具体的に何を示しているのかわからない。</li> <li>・面積が広い県では、一時保護所から在籍校への通学や送迎を行うことは困難であり、通学よりも、保護所での学習支援を充実させる方が現実的である。</li> <li>・女性相談支援センターの一時保護所入所中においても、学校への登校の取扱いについて、児童相談所の一時保護所入所中と同様の取扱いとすることについて、全国一律に保障されるよう、国において、教育関係部署との調整を行うべきではないか。</li> <li>・所在地を秘匿している一時保護所からの通学は、他の入所者の安全確保に影響するおそれがあるため、まずは、DV防止法との調整の観点から一時保護所のあり方を検討することが必要である。</li> </ul>
	<p>● 一時保護の対象者が児童以外の者(対象者の親族等)を同伴する場合には、当該者の状況をよく確認した上で、必要に応じて他機関とも連携しながら支援を行い、中長期的な入所を伴う支援が必要と判断された場合には、女性自立支援施設への入所を検討する旨を記載してはどうか。</p>	<p>削除してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象者の親族等」が女性を想定しているのか、保護が必要な状況であるのかなどが不明であるが、支援が必要と判断された場合は、同伴者としてではなく、本人の意向を確認したうえで、個人として支援を行うべきである。入所支援が必要と判断される場合も、どのような施設が適切か、本人意向はどうかの検討が大前提であり、女性自立支援施設への入所に直結させる記述は適当ではない。ここに記載する趣旨が不明であり、削除すべきである。</li> </ul>
	(8)自立支援	(7)自立支援
	<p>● 「自立」とは経済的な自立のみを指すものではなく、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものとして捉えた上で、個別のケースにおける自立支援の方針については、支援調整会議における個別ケース会議の場も活用して検討を行うとともに、女性自立支援施設においては、支援調整会議で議論された内容等も踏まえつつ、本人の意向を十分に勘案し、個別支援計画を策定する旨を記載してはどうか。また、自立支援に向けた第一歩として、多くの場合、心理的な支援が有効であり、特に、性暴力、性虐待、性搾取等の被害からの回復には心理的ケアが第一に行われる必要があることから、精神科医療機関との連携体制を整備し、必要に応じて精神科受診につなぐことも必要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターが行うこと、市町村婦人相談員が行うこと、女性自立支援施設において行うことが混在しており、誰が行うのかわかりにくいいため、中心となる主体別に記載することが必要である。</li> <li>(4行目「個別ケース会議の場も活用して検討を行う」、9行目「精神科医療機関との連携体制を整備し」10行目「必要に応じて精神科受診につなぐ」について、それぞれの主語が不明。)</li> <li>・後段の精神科医療機関との連携体制の整備については、施設支援(生活の場をともにする支援)及び関係機関との連携体制に記載すべき内容であり、ここからは削除することが適当。</li> </ul>
	<p>● 住宅の確保について、住宅確保要配慮者居住支援法人等も活用しつつ、困難な問題を抱える女性が住宅を確保できるように配慮する必要がある旨や、民間賃貸住宅への入居に際して必要な保証人が確保できない場合は、女性相談支援センターが、民間の保証会社等に関する情報提供を行う等により支援する旨を記載してはどうか。</p>	<p>削除してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針ではなく、有益な支援方法として、他のマニュアル的な項目とともに、ガイドライン等で規定した方が良い。</li> <li>・住居の確保は、福祉事務所が中心となって行っている実態があり、女性相談支援センターの役割として位置付けることは適当ではない。また、公的機関が特定の民間の事業者を紹介することは公平性を欠くため困難である。</li> </ul>
	<p>● 就労支援等の日中活動支援について、支援対象者自身に寄り添って意向を丁寧に聞き取り、本人に就労意欲がある場合は、就労支援を行っている公的機関や民間団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等を行う旨、また、就労が困難な者については、就労継続支援等の活用等も含め、支援対象者の日中における活動場所の確保を検討する旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主語の記載がないため、誰が行うことを想定した記述であるのかわからない。</li> <li>・施設入所者の多くは精神障害を抱えているため、指針には、入所中の障害者総合支援法のサービスの柔軟な活用の方向性を盛り込んでほしい。</li> <li>・現行では、婦人保護施設入所中の日中活動系障害福祉サービスの利用には制限があるため、女性自立支援施設入所者が就労継続支援事業所等の利用が可能となるよう、国において総合支援法との要件整理を行う旨の記載をしてほしい。</li> <li>・女性相談自立支援施設での日中活動支援の多様化と充実について記載してはどうか。</li> </ul>

箇所	論点案	意見
	<p>● 生活支援について、女性自立支援施設への入所や自宅への訪問支援等を通じて、一般的な生活力を身につけるための支援や、必要に応じて保育や子育て家庭支援のサービスや、障害福祉サービスを活用するための手続支援を行い、支援対象者が日々の生活を安定して送ることができるようにするための環境を整える旨を記載してはどうか。</p> <p>また、支援対象者が児童を同伴している場合は、当該児童への学習及び生活に関する支援が十分に実施されるよう、通学時の安全確保等を含め、教育委員会や学校等と連携し、本人と及び保護者に対して必要な情報提供を行う旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>修正してほしい。後段（「また、支援対象者が」以降）については、削除してほしい。</b>  (理由)  ・「自宅への訪問支援」は誰が行うことを想定しているのか、記載がない。女性相談支援センターが全圏域のサービスに精通して支援を行うことは現実的ではなく、市町村が主体になることが適当である。  ・後段（「また、支援対象者が」以降）については、同伴児童への支援と重複するため削除。</p>
(9)アフターケア	<p>● 女性自立支援施設は、退所後も安定して自立した生活が営めるよう、退所した者と定期的に連絡を取る等の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うことが望ましいと考えられ、国及び地方公共団体は、女性自立支援施設が退所者のアフターケアを行うための人員配置をはじめとする体制整備の支援に努める旨を記載してはどうか。</p> <p>● また、退所後に再び困難な状況に陥った際に、できる限り早く状況を察知し、再度の支援を円滑に実施できるよう、緩やかにつながり続ける支援が重要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>(8)アフターケア</p> <p>・女性自立支援施設のみでのアフターケアには限界があるため、利用者本人の要望を聞きながら、地域での支援に引き継ぐべく、関係者会議等で役割分担を確認していく方向を示すべきではないか。</p> <p>・支援の実施主体についての記載がなく、誰がどのように行うのが不明では、施策として実施していくことができない。</p>
<b>6 支援の体制</b>		
(1)三機関の連携体制	<p>● 女性相談支援センター、都道府県及び市町村の女性相談支援員、女性自立支援施設の関係者は、対等な関係性のもとで連携・共働して支援対象者の支援を実施するものである旨を記載してはどうか。</p> <p>女性相談支援員又は女性相談支援センターでの相談の受付から、女性相談支援センターにおける一時保護、女性自立支援施設への入所、地域生活への移行、地域生活の継続の支援まで、近隣の地方自治体の各機関も含む関係者の連携により、包括的・継続的な支援を行う旨を記載してはどうか。</p> <p>また、女性自立支援施設に対する入所に際しては一時保護を前置することは制度上必須ではなく、必要な場合には女性相談支援センターでの一時保護を経なくとも女性自立支援施設に入所し、三機関による情報連携のもとで支援が受けられる手続体制を整備すべきである旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>「また、女性自立支援施設に対する」以降は削除してほしい。</b>  (理由)  ・財政支出を伴う支援を行う際の意思決定の方法など、検討すべき点が多く、基本方針に記載できる段階ではない。また「三機関による情報連携のもとで支援が受けられる手続体制を整備すべき」がどのような体制なのかわかりにくい。</p>
(2)民間団体との連携体制		<p><b>「民間団体との協働」に修正する。</b>  (理由) 新法第13条では、行政は民間の団体と「協働」するとしており、基本方針においても「連携体制」ではなく「協働」という語を使い、「(2)民間団体との協働」としてはどうか。</p>
	<p>● 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施主体は地方公共団体（都道府県及び市町村）であるが、これらの施策を支援対象者に確実に届けるためには、独自の知見や支援技術を持つ民間団体との協力が不可欠であり、行政による広範な分野の多様な支援施策と、民間団体による支援を相互に活用することが求められる旨を記載してはどうか。</p> <p>また、国及び地方公共団体は、民間団体相互間で情報共有や意見交換、連携した支援ができる全国的なネットワークの構築や、各地域における支援の実質的な担い手となる民間団体の立ち上げ、人材育成を支援する必要がある旨、また、国は、行政機関と民間団体の協働事例の調査や、横展開に向けた取組を推進する旨を記載してはどうか。</p>	<p><b>修正してほしい。</b>  (理由)  ・「独自の知見や支援技術」について具体性が必要である。今後、法整備されていくと、新規参入希望事業者が増えることも考えられ、経験の浅い事業者への対応も考える必要がある。民間団体が「独自の知見や支援技術」を有していない場合も想定するべきである。</p>
(3)関係機関との連携体制	<p>● 支援対象者は、福祉、保健医療、子育て、住まい、教育その他、多岐にわたる分野における支援を必要としている場合が多く、行政の他分野との連携も不可欠である旨、また、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築や、研修等を通じた日頃からの認識共有等に取り組む旨を記載してはどうか。</p> <p>特に支援対象者が児童である場合もしくは児童を同伴している場合は、当該児童に対しても必要なアセスメントが行われ、支援体制が整えられるよう、児童相談所や市町村の児童福祉主管課等との協力が不可欠である旨を記載してはどうか。</p>	<p>8ページ2行目「また、支援調整会議の場に関係機関が参画することによる連携体制の構築や」を削除してほしい。</p> <p>(理由)  ・支援を連携して行う他分野の関係機関と支援調整会議の関係機関はその範囲も異なり、支援調整会議の関係機関については、「7支援調整会議」の中で記載すれば足りると思われるため。</p>
(4)配偶者暴力防止法に基づく施策との関係性		



箇所	論点案	意見
	<p>● 配偶者暴力被害者について、加害者に見つかった場合に危害を加えられる可能性が高いなどの特有の事情も踏まえつつ、配偶者暴力防止法に基づく基本的な方針を踏まえて支援を行う必要がある一方で、女性自立支援施設の場合、配偶者暴力被害者である入所者が居所の秘匿等を必要としていることが、他の入所者の自立に向けた社会生活等の活動を阻害する可能性もある等、法が配偶者暴力防止法よりさらに広範な者を対象としていることから生じる課題もあることから、国及び地方公共団体は、例えば、必要に応じて近隣自治体とも連携しつつ、配偶者暴力被害者の支援に特化した女性自立支援施設の設置等を含めた対応策の検討や、こうした課題を踏まえた配偶者暴力被害者とそうでない支援対象者に対する支援のあり方の検討に努める必要があることを記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。 (理由) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援対象者の多くをDV被害者が占めており、加害者からの追及の危険を抱える者が多数存在することから、様々な課題が生じている。 女性相談支援センターについては、一時保護所を併設しているため、施設そのものの秘匿性と新法で求められている女性施策の周知や開かれた相談対応の両立が難しくなっている。 また、一時保護所及び女性自立支援施設においても施設の秘匿性により、すべての入所者が最も追及リスクの高い者に合わせて外出や通信を制限された生活を余儀なくされている。 今後、すべての支援対象者の安全の確保とともに必要以上に行動制限しない適切な支援を行うために、今後の施設のあり方、民間団体との連携等も含めた住み分けについて、検討が必要であることを記載してはどうか。 さらに、追及リスクはDV被害者に限られたものではないことから、DV被害者とそれ以外で支援を分けるのではなく、困難女性全般について、どのような支援（秘匿性の高い施設入所が必要なのか否か等）が適切かを判断する指針等が必要であることを記載してはどうか。</p>
7 支援調整会議		
	<p>● 支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものであることから、都道府県又は市町村が単独で、又は地理的な事情や地域資源の量など地域の実情に応じて共同して設けることが想定される旨を記載してはどうか。</p>	
	<p>● 支援調整会議の構成員としては、地方公共団体（都道府県・市町村）の女性支援担当部局他の関連部局、福祉事務所、女性相談支援センター、一時保護の委託を受けている者、女性相談支援員（都道府県・市町村）、地域の女性自立支援施設、女性支援に関わる民間団体、配偶者暴力支援センター、支援に関係する福祉関係機関、就労支援機関等が考えられ、必要に応じて、これに限らず幅広い者を構成員とすることが望ましい旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正してほしい。 (修正案) 「これに限らず幅広い者」→「会議の議長が必要と認める者」 (理由) 個人情報だけでなく、センシティブ情報も取り扱う会議であるため。</p>
	<p>● 支援調整会議の目的は、 ① 支援調整会議の構成員が、地域における困難な問題を抱える女性の実態や地域で活用できる資源を把握し、多機関間の連携強化を図るとともに地域資源の創出、開発を進めること、 ② 支援対象者が個々に抱える問題や本人の意向、支援の実施における留意事項を共有し、支援に関わる各機関の役割や責任及び連携のあり方を明確化すること、 ③ できる限り支援対象者も参加した上で、支援方針の決定やアセスメント等について協議し、本人の状況や意向等に照らして適切かどうかを様々な視点から検討し協議することが挙げられるのではないかと。</p>	<p>修正してほしい。 (理由) ・②③について、女性支援においては、本人の意思・意向の尊重が大前提であるため、「できる限り」を削除し、修正する必要がある。 ・基本方針においては、会議開催の可否から本人参加の有無、支援方法の決定等まで、本人の意向が反映されるような組織、運営が必要であることを明示するに留め、詳細はガイドライン等で示すこととしてはどうか。</p>
	<p>● 支援調整会議を運営する際は、 ① 困難な問題を抱える女性を支援する体制の地域における全体像及び調整会議全体の評価等を行う代表者会議、 ② 個別ケースの定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象女性の実態把握を行う実務者会議、 ③ 個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別ケース検討会議に段階を分けて実施することが考えられる旨、記載してはどうか。 また、調整を担当する者を明確にし、特に緊急に新たな個別ケース会議を招集する必要がある場合等に関係機関間の連絡調整が円滑に進むようにすべきである旨、また、オンライン等も活用することにより機動的に実施すべき旨を記載してはどうか。</p>	
8 教育・啓発		
	<p>● 国及び地方公共団体は、女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について、積極的な周知に努めるとともに、困難に直面した場合は支援を求めてよいという意識の涵養を図るため、教育現場等とも協力して教育・啓発を行うよう努める旨を記載してはどうか。</p>	
	<p>● また、国及び地方公共団体は、学校教育との連携による性教育や性暴力等に関する教育を推進するとともに、女性支援施策に関する一般市民に対する教育・啓発、広報等に努める旨を記載してはどうか。</p>	
9 人材育成		
	<p>● 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する研修を実施し、女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の職員、民間団体の職員等の専門的知識の習得及び資質の向上を図る旨を記載してはどうか。</p>	
	<p>● 国は、職務の内容に応じた研修の内容の充実化及び均等化を図るため、都道府県等が活用することができる標準的な研修のカリキュラムの構築を検討する旨、また、併せて、関係機関の職員（女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設）に加え、地域の民間団体の職員等が、共に学び合う機会の在り方を検討する旨を記載してはどうか。</p>	

箇所	論点案	意見
	<p>● 女性支援が自治体の様々な部門に関係し得ることを踏まえ、女性支援に関わる者以外の、男女共同参画や子ども、福祉等に関わる自治体職員に対しても、情報共有等を行い、女性支援に関連する部局間における理解を促進する必要がある旨を記載してはどうか。</p>	
	<p>● 国は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対して適切な処遇が確保されるための措置を講ずるよう努めることとするほか、地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する職員等に対し適切な処遇を行い、人材の確保に努めることとする旨を記載してはどうか。</p>	
10 調査研究等の推進		
	<p>● 国及び地方公共団体は、支援主体において対応した困難な問題を抱える女性について、直面している問題の内容や年齢層、支援内容等に関する実態調査を行うとともに、支援ニーズの調査や支援手法、国内外の支援施策の先進事例等について積極的に調査研究を行い、支援内容の充実を図る旨を記載してはどうか。</p>	
		<p>(項目の追加)  ● 性暴力等の被害からの回復支援については、女性支援においては重要な課題であるため、有効な回復支援プログラムの確立に向けた調査研究、専門的な支援を担う人材の育成、体系的な教育・研修プログラムの策定、新たな支援事業の検討などの対策を国及び地方公共団体において推進する。</p>
	<p>● 特に、現行制度では、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援関係者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である旨を記載してはどうか。</p>	<p>修正または削除してほしい。  (理由)  困難を抱える女性が、居住している地域に関わらず、希望する支援が得られることが望ましいが、ほとんどの都道府県において女性自立支援施設の設置は1か所のみとなっており、近隣に居住していなければ通所は現実的ではない。</p>

【別紙2】 資料2（政省令）に関する意見について

案	修正意見
女性相談支援センターに関する政令	
<p>(女性相談支援センターの職員)</p> <p>第二条 女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、社会福祉主事たる資格を有するものの中から任用しなければならない。</p>	<p>第二条 女性相談支援センターの職員のうち、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下この項及び次項において「法」という。）第九条第三項第一号に規定する相談をつかさどる職員は、次の各号の一に該当するものうちから任用しなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事たる資格を有するもの</p> <p>二 <u>社会福祉士</u></p> <p>三 <u>精神保健福祉士</u></p> <p>四 <u>前各号に掲げるものに準ずる者</u></p> <p>(理由) 相談業務を行うため、社会主事だけではなく、相談援助の国家資格である「社会福祉士、精神保健福祉士」を追加した方がよいのではないか。また、「準ずる者」を要件に追加し、同等の知識を身に付けられる研修受講等を要件にしてはどうか。</p>
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則	
<p>(法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合)</p> <p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>二 同居する者等又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合</p> <p>五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>六 女性相談支援センターが支援に関する方針を決定するにあたり一定の期間を要すると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>七 心身の健康の回復を図るために保護することが必要と認められる場合</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合</p>	<p>第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>二 同居する者等又は配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合</p> <p>三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合</p> <p>四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合</p> <p>五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合</p> <p>(六は削除)</p> <p>(七は削除)</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがある場合</p> <p>(理由) 六は、保護が必要と認めるための内容がなく、基準にならないため削除。 七は、内容が曖昧で基準とならないため削除。健康の回復が主目的となる場合は、医療職が常駐していない一時保護所での対応は困難であり、医療機関が対応すべきである。</p>

案	修正意見
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	
職員	
<p>第九条 女性自立支援施設には、施設長、入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと）を行う職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p>	<p>第九条 女性自立支援施設には、施設長、<u>医師、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう）、心理療法員、</u>入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと）を行う職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>（理由） 入所者の実態として、精神的な課題を抱えているものが多く、その方たちの健康の回復を図るための医学又は心理学的援助を行うのであれば、医師、看護師の配置が必要ではないか。 生活保護法の更生施設や障害者支援施設では、医師と看護師の配置が規定されており、実態として同等の方を支援している女性自立支援施設でも当該職員の配置は必要だと思われる。 また、心理職員についても、加算で配置することができることとするのではなく、基準上の配置とすることが必要である。</p>
居室の入所人員	
<p>第十二条 一の居室に入所させる人員は、原則として四人以下とする。</p>	<p>第十二条 <u>一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への支援の提供上必要と認められる場合は、四人以内とすることができる。</u></p> <p>（理由） 新法が基本理念において人権の尊重を掲げていることから、居室の定員は、原則1人とし、一時保護等で、母子を保護する場合を想定し、必要があれば、4人とすることができるという規定にすることが新法の主旨と一致すると考える。 参考資料2によれば、実態として、婦人保護施設では個室利用が多い状況となっている。 なお、更生施設、障害者支援施設は4人以内、介護老人福祉施設は1人が原則となっている。</p>